

2. 原価計算方式

- 薬価算定組織における輸入原価の妥当性の評価に資するため、新薬収載希望者に対し、輸入先国における価格の状況等の輸入原価設定上参考となる資料の提出を求めることとしてはどうか。

<参考: 現行のルール>

- ・ 類似薬がない場合には、原材料費、製造経費等を積み上げる。

(例)

①原材料費.....	(有効成分、添加剤、容器・箱など)
②労務費.....	(=労務費単価×労働時間)
③製造経費.....	(=②× <u>1.407</u>)
④製品製造(輸入)原価	
⑤販売費・研究費等.....	(=(④+⑤+⑥)× <u>0.435</u>)
⑥営業利益.....	(=(④+⑤+⑥)× <u>0.192</u>)
⑦流通経費.....	(=(④+⑤+⑥+⑦)× <u>0.103</u>)
⑧消費税.....	(5%)

合計: 算定薬価

(下線の数値は、医薬品製造業の平均的な係数を用いることが原則)

- 原価計算方式の在り方について検討することとしてはどうか。